

鎌倉市地域福祉計画

(別添)

目標 6 ケアラーへの支援

令和7年(2025年)3月

鎌倉市

1 背景

高齢、障害、疾病その他の理由によりケアを必要とする人に対しては、これまで、家族が中心となって介護や援助等を担ってきました。しかし、少子高齢化、核家族化の進行、きょうだい数の減少、共働き世帯やひとり親世帯の増加等により、介護や援助等が必要な家族をケアするケアラーに過重な負担がかかっています。

ケアラーは、時に、ケアラーとしての人生を優先せざるを得ず、自分らしく生きる機会を失うことがあります。また、ケアラーが誰にも相談できず一人で悩みを抱え、心身を疲弊させることは、社会的な孤独・孤立の誘因となり、深刻な状況を招きかねません。ケアラーへの支援に向けて、ケアを必要とする人への支援の充実も含めた、包括的な対応を図る必要があります。

鎌倉市では、令和6年、ケアを必要とする市民のみならず、身近な人たちを無償でケアする市民への支援をあわせて推進し、すべてのケアラーが孤立することなく、自らが望む形で社会との関わりを持ち、安心して自分らしく暮らすことのできる共生社会の実現に向け、鎌倉市ケアラー支援条例を制定しました。

2 理念

ケアラー支援は、全てのケアラーが個人として尊重され、健康で文化的な生活を営むことができるように行われることが大切です。また、ケアラー支援は、市、市民、事業者及び関係機関が、それぞれの責務又は役割を果たし、相互に連携を図りながら、ケアラーが孤立することのないように社会全体で行われなければなりません。

ケアラーへの包括的支援の必要性

ケアラーを包括的に支援するには、ケアを必要とする市民等への支援を充実させていくことも欠かせません。ケアを必要とする市民等への支援とケアラーへの支援をあわせて推進することにより、全てのケアラーの孤立を防ぎ、ケアラーが自らが望む形で社会との関わりを持ち、安心して、自分らしく暮らすことが可能となるからです。

ヤングケアラーへの配慮

ケアラーのうち、とりわけヤングケアラーに対する支援にあたっては、子どもがのびのびと自分らしく育つまち鎌倉条例の基本理念に則り、ヤングケアラーが成長の段階に応じて学び、必要な支援を受けることで、子どもの権利及び利益が最大限に尊重され、心身の健やかな成長及び発達並びに適切な教育の機会が確保されるよう、特に配慮していきます。

若者ケアラーへの配慮

ケアラーのうち、とりわけ若者ケアラーに対する支援にあたっては、進学や就職、キャリア形成の面で大きな影響を受けることなく、学習の継続及び職業選択の機会が確保され、かつ自立が図られるよう、特に配慮していきます。

年齢を問わない切れ目のない支援

ケアラー支援が年齢を理由に途切れることのないように、ケアラー支援は全てのケアラーを対象とし、年齢を問わず切れ目のないよう支援を推進します。

3 地域福祉計画への位置づけ

ケアラー支援条例に基づき、支援を必要としているケアラーの早期発見、ケアラーの意向を尊重した支援を進め、ケアを必要とする人への支援の充実も含めたケアラーへの包括的な対応を図るため、このたび、ケアラー支援について、取り組むべき施策の方向性と具体的な取組を設定します。

また、令和6年度からはそれらを鎌倉市地域福祉計画に位置付けるため、本計画に目標6「ケアラーへの支援」を新たに設け、「背景」、「理念」、「目標」「取り組むべき施策の方向性」、「施策体系」、「具体的な取組」、「目標に向けた成果指標」について整理し、地域福祉計画推進委員会において推進状況を確認します。

地域社会でケアラーが置かれている状況及び支援の必要性についての理解を深め、身近な地域で見守り、必要な場や人につなぎ、ケアラーが孤立することのないような環境づくりを行うことで、誰もが安心して、自分らしく暮らすことのできる共生社会の実現をめざしていきます。

4 目標

目標6 ケアラーへの支援

支援を必要としているケアラーの早期発見、ケアラーの意向を尊重した支援を進め、ケアを必要とする人への支援の充実も含めたケアラー支援を行うため、支援を必要としている全ての市民に包括的に対応していきます。

5 取り組むべき施策の方向性

- (1) 広報及び啓発
- (2) 体制の整備
- (3) ケアラー支援に関する施策の推進

6 施策体系

取り組むべき施策の方向性	具体的な取組
(1) 広報及び啓発	① ケアラー支援に係る広報及び啓発 ② ケアラーを社会全体で支えるための広報及び啓発
(2) 体制の整備	① ケアラー支援に関する施策の実施に係る連携協力体制の整備
(3) ケアラー支援に関する施策の推進	① 人材育成 ② 情報共有 ③ 相談支援体制の整備・構築及び伴走支援 ④ つながり・支え合いの推進 ⑤ 自立支援 ⑥ ケア対象者への支援

7 具体的な取組

(1) 広報及び啓発

① ケアラー支援に係る広報及び啓発

番号	取組内容	取組内容の詳細	担当課
6-1-1-1	ケアラー支援に向けた広報及び啓発	ケアラー本人が、自らの意思を尊重しつつ悩みを相談できる状況が整備されていることを理解し、適切な支援を求めることができるよう、必要な広報及び啓発に努めます。	福祉総務課 こども家庭相談課 市民健康課
6-1-1-2	ケアラーを社会全体で支えるための広報及び啓発	市民・事業者・関係機関が、ケアラーの置かれている状況及びケアラー支援の方法等に関する知識を深め、社会全体としてケアラー支援が推進されるよう、必要な広報及び啓発に努めます。	福祉総務課 こども家庭相談課

(2) 体制の整備

① ケアラー支援に関する施策の実施に係る連携協力体制の整備

番号	取組内容	取組内容の詳細	担当課
6-2-1-1	市の関係部局間及び関係機関の体制整備	ケアラーの置かれている状況や必要な支援施策について、重層的支援体制整備事業の枠組みを用いて、関係部局が情報や課題を共有し、ケアラー支援に関する施策を検討するとともに、市及び関係機関の連携協力体制の整備に努めます。	福祉総務課 ※重層的支援体制整備事業 関係課

※重層的支援体制整備事業に係る庁内連携会議(鎌倉市福祉支援会議を兼ねる)の定期的な開催により、ケアラー支援の理念の共有、マインドの醸成、個別ケース及び施策の協議・推進・既存施策の見直しを図っています。なお、会議を構成する課は、健康福祉部(福祉総務課、障害福祉課、生活福祉課、市民健康課、介護保険課、高齢者いきいき課)、こどもみらい部(こども支援課、こども家庭相談課、青少年課、発達支援室)、教育文化財部(教育センター)、市民防災部(地域のつながり課)、共生共創部(地域共生課)の計5部13課となっています。

(3) ケアラー支援に関する施策の推進

① 人材育成

番号	取組内容	取組内容の詳細	担当課
6-3-1-1	ケアラー支援に係る人材の育成	ケアラーからの相談に応じ、助言を行う者、日常生活及び社会生活の支援を行う者並びにそれらの支援の調整を行う者の育成を図ります。	福祉総務課 こども家庭相談課

② 情報共有

番号	取組内容	取組内容の詳細	担当課
6-3-2-1	市及び関係機関におけるケアラー支援に必要な情報の共有	重層的支援体制整備事業を通じ、市及び関係機関において、複合化・複雑化したケアラー世帯に対する包括的支援に必要な情報の共有を図ります。	福祉総務課

③ 相談支援体制の整備・構築及び伴走支援

番号	取組内容	取組内容の詳細	担当課
6-3-3-1	ケアラー支援に係る人材の整備・配置	ケアラー支援に適した人材の整備・配置を行い、切れ目のない支援を行います。	こども家庭相談課

目標6 ケアラーへの支援

			教育センター
6-3-3-2	アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	訪問等によってケアラー世帯との関係を構築し、特別な支援を要するケアラーを継続的に支援します。	福祉総務課
6-3-3-3	支援情報取得ツールの構築	障害者本人及びその支援者であるケアラー等が、受給できる手当やサービス等の情報を迅速かつ簡易に入手するためのツールを導入し、プッシュ型の情報発信を行います。	障害福祉課
6-3-3-4	相談支援体制の充実	若者ケアラーを含むビジネスケアラーを発見した事業所からの問い合わせに対応し、ケアラー本人の相談支援につなげます。	商工課
6-3-3-5	【再掲1-1-2-6】発達の相談支援に関する窓口の充実	運動発達やことばの発達、育児上の不安や集団適応などに何らかの不安や心配を持つ保護者や家族からの相談に対し、専門職による支援を実施するとともに、障害のある子どもとそれを支える家族が地域で安心して生活できるよう、地域に根ざした相談支援体制の充実を図ります。	発達支援室
6-3-3-6	【再掲4-1-5-5】家族介護者に対する支援の充実	地域包括支援センターで家族介護教室を開催するなど、家族介護者の身体的、精神的負担の軽減が図られるよう、支援していきます。	高齢者いきいき課

④ つながり・支え合いの推進

番号	取組内容	取組内容の詳細	担当課
6-3-4-1	当事者団体等への支援	ピアサポート等を行う団体に対して、当事者同士が悩みや経験を語り合う交流会等の取組や団体間のネットワーク形成を支援します。	福祉総務課 こども家庭相談課
6-3-4-2	ヤングケアラーの居場所の開設・運営	日常的にケアラーとしての役割を有する障害児者のきょうだいを対象に、居場所を開設・運営します。	こども支援課 こども家庭相談課
6-3-4-3	ケアラー・ヤングケアラー・若者ケアラーの居場所の提供	ケアラー・ヤングケアラー・若者ケアラーが安心して、仲間づくりが可能となるような場の提供をします。	市民健康課 (みんなの食堂) 青少年課 (青少年会館・わかたま)

6-3-4-4	【再掲 4-1-5-13】地域子育て支援活動(わくわく広場等)の実施	公立保育園では、各保育園毎に「広場」として、地域の乳幼児と保護者を対象とした開放日を設け、地域子育てを支援します。また、保育士による育児相談も行うことで、育児に関する悩みの早期発見、解決を図り、保護者が孤立しない体制をつくります。	保育課
6-3-4-5	【再掲 4-1-5-14】子育て支援センターの運営	子育て親子の交流の場を提供し、交流の促進を図るとともに、育児に役立つ情報のお知らせや子育て相談を行うなど、地域での子育て支援を実施します。	こども家庭相談課

⑤ 自立支援

番号	取組内容	取組内容の詳細	担当課
6-3-5-1	【再掲 3-2-1-3】共生社会を担う人材の育成	地域において研修等を継続実施し、共生社会について学習する機会を提供しながら、市民による自助・互助の力の向上を目指します。また、共生社会の担い手となる市民を育成する仕組み(かまくら市民共生サポーター)を検討し、市、地域、家庭、学校等が一体となり、地域での役割と出番を考えることで、地域における居場所、交流の場の創出につなげていきます。	福祉総務課 地域共生課
6-3-5-2	【再掲 4-1-1-10】家事支援員や専門職員の派遣(産後の養育支援訪問事業)	支援が必要な家庭に対して、必要に応じて家事支援員や専門職員を派遣します。	こども家庭相談課
6-3-5-3	【再掲 4-1-2-11】若年無業者就労支援事業	一定期間無業状態にある若者の自立・就業促進を促すため、相談事業等を行います。	商工課
6-3-5-4	【再掲 4-1-5-1】高齢者に対する福祉サービスの充実	高齢者が住み慣れた地域で、その人らしい生活を継続することができるようにするため、また、自らの選択に基づき、適切なサービスが利用できるよう、福祉サービスの充実を図ります。地域包括支援センターや生活支援コーディネーター等と連携し、介護保険制度に基づく生活支援サービスと、住民の助け合い・支え合いによる生活支援が補完し合う体制を構築し、全体として高齢者に対する福祉サービスの向上につながるよう努めます。	高齢者いきいき課

目標6 ケアラーへの支援

6-3-5-5	【再掲 4-1-5-11】ファミリーサポートセンターの運営	ファミリーサポートセンターは、市内在住の方を対象に、子育ての手助けをしてほしい人と、そのお手伝いをしたい人が、お互いに助け合うシステムです。システムをとおして会員が依頼と支援を行います。支援会員と依頼会員は必要時にどちらにもなれるしくみのため、相互に助け合い、地域で子育てをする体制を整備します。	こども家庭相談課
6-3-5-6	【再掲 4-1-8-2】就労準備支援事業	直ちに就労することが困難な生活困窮者に対し、生活習慣やコミュニケーション能力の形成など、就労に向けた基礎能力を養いながら、その支援や就労機会の提供を行います。	生活福祉課
6-3-5-7	【再掲 4-1-8-5】学習・生活支援事業	生活困窮世帯及び生活保護受給世帯の小学生から高校生、高等学校中退者及び中学校卒業後の進路未定の未成年者に対し、基礎学力の向上のための直接的な学習支援のほか、学習の場所や機会の提供などを通じて高等学校への進学及び卒業を支援することで、子どもの社会的自立を促し、貧困の連鎖を防止します。	生活福祉課
6-3-5-8	【再掲 4-1-8-6】生活困窮者等への食料支援	福祉を目的として活動する団体への支援を通じて、寄付等により収集した食料を活用して、生活困窮者等への安定的な食料支援体制を構築します。	生活福祉課

⑥ ケア対象者への支援

番号	取組内容	取組内容の詳細	担当課
6-3-6-1	【再掲 1-1-2-12】生活困窮者に対する相談支援体制の充実	生活困窮者自立相談支援窓口と生活保護相談窓口が連携し、生活困窮者が早期に生活を再建し、地域において自立した生活がおくれるよう、一人ひとりの状態に応じた包括的・継続的な相談支援体制の充実を図ります。	生活福祉課
6-3-6-2	【再掲 4-1-2-5】障害者社会参加促進事業	在宅の重度障害者の社会参加を支援するために福祉タクシー利用券を交付し、利用料の助成を行います。聴覚障害者の情報保障のために手話通訳者を派遣します。	障害福祉課

6-3-6-3	【再掲 4-1-5-2】障害児者に対する福祉サービスの充実	障害者総合支援法等に基づき、障害児者が地域で安心して暮らせるよう各種サービスを提供し、自立した地域生活に向け支援します。	障害福祉課
6-3-6-4	【再掲 4-1-5-8】共生型サービスの推進に向けた支援	高齢者と障害児者が同一事業者でのサービスを受けやすくするため、共生型サービスの普及・推進に向けて、共生型サービスに関する情報提供等の実施を進めます。	介護保険課 障害福祉課 発達支援室
6-3-6-5	【再掲 4-3-2-1】車いすの貸出し	庁内で車いすが必要となる方に無料で車いすを貸出します。	障害福祉課
6-3-6-6	【再掲 4-3-2-2】障害者の外出支援	障害者の社会参加のために支援を必要とする方にヘルパーを派遣し、外出を支援します。	障害福祉課
6-3-6-7	【再掲 4-3-2-5】福祉有償運送の推進	通院、通所、レジャーの際、高齢者や障害者など公共交通機関を使用して移動することが困難な人と有償で運送事業を行うNPOなどの非営利団体をつなぎ、車両で安全に移動できるよう支援します。	障害福祉課